

改 正 案

目次

- 第一章 総則（第一条—第二条の五）
第二章 実用新案登録及び実用新案登録出願（第三条—第十一
条）
第三章 実用新案技術評価（第十二条—第十三条）
第四章 実用新案権
第一節 実用新案権（第十四条—第二十六条）
第二節 権利侵害（第二十七条—第三十条）
第三節 登録料（第三十一条—第三十六条）
第五章 審判（第三十七条—第四十一条）
第六章 再審及び訴訟（第四十二条—第四十八条の二）
第七章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第四十八
条の三—第四十八条の十六）
第八章 雜則（第四十九条—第五十五条）
第九章 罰則（第五十六条—第六十四条）
附則

現 行

目次

- 第一章 総則（第一条—第二条の五）
第二章 実用新案登録及び実用新案登録出願（第三条—第十一
条）
第三章 実用新案技術評価（第十二条—第十三条）
第四章 実用新案権
第一節 実用新案権（第十四条—第二十六条）
第二節 権利侵害（第二十七条—第三十条）
第三節 登録料（第三十一条—第三十六条）
第五章 審判（第三十七条—第四十一条）
第六章 再審及び訴訟（第四十二条—第四十八条の二）
第七章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第四十八
条の三—第四十八条の十四）
第八章 雜則（第四十九条—第五十五条）
第九章 罰則（第五十六条—第六十四条）
附則

(定義)

第二条 (第一項及び第二項略)

3 この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。

(手続の補正)

第二条の二 (第一項から第三項まで略)

4 手續の補正（登録料及び手数料の納付を除く。）をするには、手続補正書を提出しなければならない。

(手続の補正)

第二条の二 (第一項から第三項まで略)

4 第一項本文及び前項の規定による補正（登録料及び手数料の納付を除く。）をするには、手続補正書を提出しなければならない。

第三条の二 実用新案登録出願に係る考案が当該実用新案登録出願の日前の他の実用新案登録出願又は特許出願であつて当該実用新案登録出願後に第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行又は特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行若しくは出願公開がされたものの願書に最初に添付した明細書又は図面（同法第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同一条第一項の外国語書面）に記載された考案又は発明（その考案又は発明を除く。）と同一であるときは、その考案については、前条

(定義)

第二条 (第一項及び第二項略)

3 この法律で考案について「実施」とは、考案に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。

明をした者が当該実用新案登録出願に係る考案の考案者と同一の者である場合におけるその考案又は発明を除く。)と同一であるときは、その考案については、前条第一項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。ただし、当該実用新案登録出願の時にその出願人と当該他の実用新案登録出願又は特許出願の出願人とが同一の者でない。

第一項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。ただし、当該実用新案登録出願の時にその出願人と当該他の実用新案登録出願又は特許出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

21 実用新案登録出願の日前の他の実用新案登録出願又は特許出願が第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願又は特許法第一百八十四条の三第二項の国際特許出願(第四十八条の十四第四項又は同法第一百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願を含む。)である場合における前項の規定の適用については、同項中「発行又は」とあるのは「発行、」と、「若しくは出願公開」とあるのは「若しくは出願公開又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案又は発明」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第一百八十四条の四第一項の国際出願日(第四十八条の十四第四項又は同法第一百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願(以下この項において「みなし国際出願」という。)にあつては、第四十八条の十四第四

項又は同法第百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日。以下この項において「国際出願日」という。)における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面(第四十八条の四第一項又は同法第百八十四条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は外国语特許出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。)及びこれらの書類の第四十八条の四第四項若しくは同法第百八十四条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面(図面の中の説明を除く。)、みなし国際出願であつて外国语でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。)及び第四十八条の十四第二項若しくは同法第百八十四条の十六第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面(図面の中の説明を除く。)に記載された考案又は発明」とする。

(実用新案登録出願)

第五条 (第一項から第三項まで略)

4 前項第三号の考案の詳細な説明は、通商産業省令で定めるところにより、その考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施ができる程度に明確かつ十分に記載しなければならない。

(実用新案登録出願)

第五条 (第一項から第三項まで略)

4 前項第三号の考案の詳細な説明には、その考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その考案の目的、構成及び効果を記載しなければならない。

第三項第四号の実用新案登録請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに実用新案登録出願人が実用新案登録を受けようとする考案を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る考案と他の請求項に係る考案とが同一である記載となることを妨げない。

第三項第四号の実用新案登録請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 実用新案登録を受けようとする考案が考案の詳細な説明に記載したものであること。

二 実用新案登録を受けようとする考案が明確であること。

三 請求項との記載が簡潔であること。

四 その他通商産業省令で定めるところにより記載されていること。

第三項第四号の実用新案登録請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 実用新案登録を受けようとする考案が考案の詳細な説明に記載したものであること。

二 実用新案登録を受けようとする考案の構成に欠くことができない事項のみを記載した項（以下「請求項」という。）に区分してあること。

三 その他通商産業省令で定めるところにより記載されていること。

前項の規定は、その記載が一の請求項に係る考案と他の請求項に係る考案とが同一である実用新案登録請求の範囲の記載となることを妨げない。

（第七項略）

第六条 二以上の考案については、これらの考案が一の請求項に

第六条 二以上の考案については、これらの考案が一の請求項に

記載される考案（以下「特定考案」という。）とその特定考案に対し次に掲げる関係を有する考案であるときは、一の願書で実用新案登録出願をすることができる。

一 その特定考案と産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である考案

二 その特定考案と産業上の利用分野及び請求項に記載する事項の主要部分が同一である考案

三 その他政令で定める関係を有する考案

（補正命令）

第六条の二 特許庁長官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。

一 その実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。

二 その実用新案登録出願に係る考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

三 その実用新案登録出願が第五条第六項第四号又は前条に規定する要件を満たしていないとき。

四 その実用新案登録出願の願書に添付した明細書若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

記載される考案（以下「特定考案」という。）とその特定考案に対し次に掲げる関係を有する考案であるときは、一の願書で実用新案登録出願をすることができる。

一 その特定考案と産業上の利用分野及び構成に欠くことができない事項の主要部分が同一である考案

二 その実用新案登録出願に係る考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

三 その実用新案登録出願が第五条第五項第三号又は前条に規定する要件を満たしていないとき。

（補正命令）

第六条の二 特許庁長官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。

一 その実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。

二 その実用新案登録出願に係る考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

三 その実用新案登録出願が第五条第五項第三号又は前条に規定する要件を満たしていないとき。

四 その実用新案登録出願の願書に添付した明細書若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書又は図面（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあっては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。

一 その実用新案登録出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合

二 先の出願が第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願又は同法第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願である場合

三 先の出願が、その実用新案登録出願の際に、放棄され、取り下げられ、又は無効にされている場合

四 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、査定又

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。

一 その実用新案登録出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合

二 先の出願が第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願又は同法第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願である場合

三 先の出願が、その実用新案登録出願の際に、放棄され、取り下げられ、又は無効にされている場合

四 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、査定又

は審決が確定している場合

五 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合

2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面（当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外國語書面）に記載された考案（当該先の出願が特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張同条第一項の外國語書面）に記載された考案（当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項（第十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）についての第三条、第三条の二本文、前条第一項から第三項まで、第十一條第一項において準用する同法第三十条第一項から第三項まで、第十七条、第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項並びに意匠法（昭和三十四年法律第一百二十五号）第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項の規定の適用については、当該実用新案登録出

は審決が確定している場合

五 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合

2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案（当該先の出願が同項若しくは特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又はパリ条約（千九百年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーフで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）についての第三条、第三条の二第一項本文、前条第一項から第三項まで、第十一條第一項において準用する同法第三十条第一項から第三項まで、第十七条、第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項並びに意匠法（昭和三十四年法律第一百二十五号）第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項の規定の適用については、当該実用新案登録出

願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面（当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案（当該先の出願が第一項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項（第十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）については、当該実用新案登録出願について実用新案掲載公報の発行がされた時当該先の出願について実用新案掲載公報の発行又は出願公開がされたものとみなして、第三条の二第一項本文又は同法第二十九条の二第一項本文の規定を適用する。この場合において、当該先の出願が第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願又は同法第一百八十四条の三第二項の国際特許出願（第四十八条の十四第四項又は同法第一百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願を含む。）であるときは、第三条の二第二項中「図面（第四十八条の四

びに意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十六条、第三十二条第二項及び第三十二条第二項の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面（当該先の出願が同項若しくは特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又はパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）については、当該実用新案登録出願について実用新案掲載公報の発行がされた時当該先の出願について実用新案掲載公報の発行又は出願公開がされたものとみなして、第三条の二第一項本文又は同法第二十九条の二第一項本文の規定を適用する。この場合において、当該先の出願が第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願又は同法第一百八十四条の三第二項の国際特許出願（第四十八条の十四第四項又は同法第一百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願を含む。）であるときは、第三条の二第二項中「図面（第四十八条の四

第一項又は同法第二百八十四条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は外国語特許出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれららの書類の第四十八条の四第四項若しくは同法第二百八十四条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面へ図面の中の説明を除く。）、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第四十八条の十四第二項若しくは同法第二百八十四条の十六第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）」とあり、及び同法第二十九条の二第二項中「図面（第二百八十四条の四第一項又は同法第四十八条の四第一項の外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の第二百八十四条の四第四項若しくは同法第四十八条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明に限る。）」及び第一百八十四条の十六第二項若しくは同法第四十八条の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）」とあ

(第四項略)

るのは、「図面」とする。

(第四項略)

(出願の変更)

第十条 (第一項及び第二項略)

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その実用新案登録出願は、その特許出願又は意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その実用新案登録出願が第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第二十九条の二に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用、第八条第四項の規定の適用並びに次条第一項において準用する同法第三十条第四項並びに第四十三条第一項及び第二項(次条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この限りでない。

(第四項略)

5 第一項ただし書に規定する三十日の期間は、特許法第四条の規定により同法第一百二十二条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6 第二項ただし書に規定する三十日の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第四条の規定により意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第四条第一項の規定により意

(出願の変更)

第十条 (第一項及び第二項略)

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その実用新案登録出願は、その特許出願又は意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その実用新案登録出願が第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第二十九条の二に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用、第八条第四項の規定の適用並びに次条第一項において準用する同法第三十条第四項並びに第四十三条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

(第四項略)

5 第一項ただし書に規定する三十日の期間は、特許法第四条第一項の規定により同法第一百二十二条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6 第二項ただし書に規定する三十日の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第四条第一項の規定により意

四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

(特許法の準用)

第十一條 特許法第三十条（発明の新規性の喪失の例外）、第三十八条（共同出願）、第四十三条から第四十四条まで（パリ条約による優先権主張の手続等及び特許出願の分割）の規定は、実用新案登録出願に準用する。

(第二項以下略)

(実用新案権の設定の登録)

第十四条 (第一項から第三項まで略)

4 特許法第六十四条第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を実用新案公報に掲載する場合に準用する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第二十条 次の各号の一に該当する者であつて、特許法第一百二十三条第一項の審判の請求の登録前に、特許が同項各号の一に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の

匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

(特許法の準用)

第十一條 特許法第三十条（発明の新規性の喪失の例外）、第三十八条（共同出願）、第四十三条（パリ条約による優先権主張の手続）及び第四十四条（特許出願の分割）の規定は、実用新案登録出願に準用する。

(第二項以下略)

(実用新案権の設定の登録)

第十四条 (第一項から第三項まで略)

4 特許法第五十一条第四項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を実用新案公報に掲載する場合に準用する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第二十条 次の各号の一に該当する者であつて、特許法第一百二十三条第一項の審判の請求の登録前に、特許が同項各号の一又は第三条第一項又は第一百八十四条の十五第一項の審判の請求の登録前に、特許が同法第一百二十三条规定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の

目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における实用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

- 一 実用新案登録に係る考案と特許に係る発明とが同一である場合において、特許を無効にした場合における原特許権者
- 二 特許を無効にしてその発明と同一の考案について正当権利者に実用新案登録をした場合における原特許権者
- 三 前二号に掲げる場合において、特許法第百二十三条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての同法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

(第二項略)

(通常実施権の移転等)

- 第二十四条 通常実施権は、第二十一条第二項、第二十二条第三項若しくは第四項若しくは前条第二項、特許法第九十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともににする場合、实用新案権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、实用新案権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他的一般承継の場合に限り

はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における实用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

- 一 実用新案登録に係る考案と特許に係る発明とが同一である場合において、特許を無効にした場合における原特許権者
- 二 特許を無効にしてその発明と同一の考案について正当権利者に実用新案登録をした場合における原特許権者
- 三 前二号に掲げる場合において、特許法第百二十三条第一項又は第百八十四条の十五第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての同法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

(第二項略)

(通常実施権の移転等)

- 第二十四条 通常実施権は、第二十一条第二項若しくは第二十二条第三項若しくは第四項、特許法第九十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともににする場合、实用新案権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、实用新案権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他的一般承継の場合に限り、移転するこ

、移転することができる。

2 通常実施権者は、第二十一条第二項、第二十二条第三項若しくは第四項若しくは前条第二項、特許法第九十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権を除き、实用新案権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、实用新案権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。

3 第二十二条第二項又は前条第二項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合に限り、移転することができる。

4 第二十二条第三項、特許法第九十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該实用新案権、特許権又は意匠権が実施の事業とともに移転したときはこれらに従つて移転し、その实用新案権、特許権又は意匠権が実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは消滅する。

5 第二十二条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該实用新案権、特許権又は意匠権に従つて移転し、その实用新案権、特許権又は意匠権が消滅したときは消滅する。

（侵害とみなす行為）

第二十八条 業として、登録实用新案に係る物品の製造にのみ使

とができる。

2 通常実施権者は、第二十一条第二項若しくは第二十二条第三項若しくは第四項、特許法第九十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権を除き、实用新案権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、实用新案権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができる。

3 第二十二条第二項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 第二十二条第三項若しくは第四項、特許法第九十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該实用新案権、特許権又は意匠権に従つて移転し、その实用新案権、特許権又は意匠権が消滅したときは、消滅する。

用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

(登録料の追納による実用新案権の回復)

第三十三条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権又は同条第五項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項又は第五項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者については、一月）以内でその期間の経過後六月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2) 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その実用新案権は、第三十二条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて存続していたもの又は初めから存在していたものとみなす。

(回復した実用新案権の効力の制限)

第三十三条の三 前条第二項の規定により実用新案権が回復したときは、その実用新案権の効力は、第三十三条第一項の規定に

業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

より登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において製造し、若しくは取得した当該登録実用新案に係る物品には、及ばない。

2 前条第二項の規定により回復した実用新案権の効力は、第三十三条规定により登録料を追納することができる期間

の経過後実用新案権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該考案の実施

二 当該登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

(実用新案登録の無効の審判)

第三十七条 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 その実用新案登録が第二条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたとき。

二 その実用新案登録が第二条の五第三項において準用する特許法第二十五条、第三条、第三条の二、第四条、第七条第一

(実用新案登録の無効の審判)

第三十七条 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 その実用新案登録が第二条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたとき。

二 その実用新案登録が第二条の五第三項において準用する特許法第二十五条、第三条、第三条の二、第四条、第七条第一

項から第三項まで若しくは第六項又は第十一条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされたとき。

三 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。

四 その実用新案登録が第五条第四項又は第六項(第四号を除く。)に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に對してされたとき。

五 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に對してされたとき。

六 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第二条の五第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。
(第二項以下略)

(答弁書の提出等)

第三十九条(第一項及び第二項略)

3 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第二百一十五条、第二百三十二条、第二百三十三条

項から第三項まで若しくは第六項又は第十一条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされたとき。

三 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。

四 その実用新案登録が第五条第四項又は第六項(第三号を除く。)及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に對してされたとき。

五 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に對してされたとき。

六 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第二条の五第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。
(第二項以下略)

(答弁書の提出等)

第三十九条(第一項及び第二項略)

3 審判長は、審判に関し、当事者を尋問することができる。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第二百一十五条、第二百三十二条、第二百三十三条

、第一百三十五条から第一百五十七条まで、第一百六十七条、第一百六十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第一百七十条の規定は、審判に準用する。

(再審により回復した実用新案権の効力の制限)

第四十四条（第一項略）

2 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該考案の善意の実施

二 善意に、当該登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第百七十三条（再審の請求期間）、第一百七十四条第三項及び第五項（審判の規定等の準用）並びに第一百七十六条（再審の請求登録前の実施による通常実施権）の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第一百七十四条第三項中「第一百三十一条」とあるのは「実用新案法第三十八条及び第

(再審により回復した実用新案権の効力の制限)

第四十四条（第一項略）

2 無効にした実用新案登録に係る実用新案権が再審により回復したときは、実用新案権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該審決が確定した後再審の請求の登録前における当該考案の善意の実施

二 当該登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に製造し、譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入した行為

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第百七十三条（再審の請求期間）、第一百七十四条第二項及び第四項（審判の規定等の準用）並びに第一百七十六条（再審の請求登録前の実施による通常実施権）の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第一百七十四条第二項中「第一百三十一条」とあるのは「実用新案法第三十八条及び第

三十九条」と、「第一百六十八条」とあるのは「同法第四十条及び第四十条の二」と読み替えるものとする。

2) 特許法第四条の規定は、前項において準用する同法第一百七十

三条第一項に規定する期間に準用する。

(不服申立てと訴訟との関係)

第四十八条の二 特許法第一百八十四条の二（不服申立てと訴訟との関係）の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（第五十五条第五項に規定する処分を除く。）の取消しの訴えに準用する。

(外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文)

第四十八条の四（第一項略）

2) 前項の場合において、外国語実用新案登録出願の出願人が条約第十九条①の規定に基づく補正をしたときは、同項に規定する請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる。

(外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文)

第四十八条の四（第一項略）

第四十八条の二 特許法第一百八十四条の二（不服申立てと訴訟との関係）の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分（第五十五条第四項に規定する処分を除く。）の取消しの訴えに準用する。

3) 第一項の規定により翻訳文を提出した出願人は、国内書面提

出期間内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。

4 | 第一項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、
条約第十九条①の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提
出期間が満了する時（国内書面提出期間内に出願人が条約第二
十三条②又は第四十条②の規定による請求（以下「国内処理の
請求」という。）をするときは、その国内処理の請求の時。以
下「国内処理基準時」という。）の属する日までに限り、当該
補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出するこ
ができる。

5 | 特許法第一百八十四条の七第三項本文の規定は、第二項又は前

項に規定する翻訳文が提出されなかつた場合に準用する。

（書面の提出及び補正命令等）

第四十八条の五（第一項及び第二項略）

3 特許法第一百八十四条の五第三項の規定は、前項の規定による
命令に基づく補正に準用する。

（第四項略）

出期間内に限り、その翻訳文に代えて、新たな翻訳文を提出す
ることができる。ただし、出願人が条約第二十三条②又は第四
十条②の規定による請求（以下「国内処理の請求」という。）
をした後は、この限りでない。

4 | 國際出願日における外國語実用新案登録出願の明細書若しく
は請求の範囲に記載された事項又は図面の中の説明であつて、
国内書面提出期間が満了した時（国内書面提出期間内に出願人
が国内処理の請求をしたときは、その国内処理の請求の時。以
下「国内処理基準時」という。）における第一項又は前項に規
定する翻訳文（要約に係るもの）を除く。以下「出願翻訳文」と
いいう。（に記載されていないものは、國際出願日における外國
語実用新案登録出願の明細書若しくは請求の範囲に記載され
ていなかつたものと、又は図面の中の説明がなかつたものとみな
す。）

3 第二条の二第四項及び特許法第一百八十四条の五第四項の規定
は、前項の規定による命令に基づく補正に準用する。

（第四項略）

（書面の提出及び補正命令等）

第四十八条の五（第一項及び第二項略）

3 第二条の二第四項及び特許法第一百八十四条の五第四項の規定
は、前項の規定による命令に基づく補正に準用する。